

令和8年6月1日

保護者様

京都市立松尾中学校
校長 吉田 秀紀

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ 保存版

平素は、本校教育活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び嵐山東・松尾学区に「警戒レベル4・避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

「台風等による場合」

1 特別警報について

登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 始業 13時10分・5校時から（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 始業 10時40分・3校時から
- ・午前11時までに解除になった場合 始業 13時10分・5校時から（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや「すぐーる」で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

4 「警戒レベル4・避難指示」が発令された場合について

水害の避難指示等について

本校の校区である嵐山東・松尾学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。嵐山東・松尾学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、直接引き渡しをするか、集団下校するか等については、ホームページや「すぐーる」でお知らせいたします。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

「地震による場合」

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に発生した場合

(1) 学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合以下の措置をとります。

※ 下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページまたは「すぐーる」により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くことといたします。その後、直接引き渡しをするか、集団下校するか等については、ホームページや「すぐーる」でお知らせいたします。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

※ このプリントは、警報発令時のために保管していただきますようお願いいたします。